

印西教学第179号
令和7年5月23日

印西市通学区域審議会 様

印西市教育委員会

印西市立小学校及び中学校の通学区域について（諮問）
このことについて、印西市通学区域審議会設置条例（昭和58年条例第2号）
第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

原小学校、西の原中学校及び（仮称）東の原義務教育学校に係る印西市東の
原一丁目、東の原二丁目及び東の原三丁目の通学区域の指定について

2 諮問理由

過大規模校である原小学校及び過大規模校化が予測される西の原中学校の
対策として（仮称）東の原義務教育学校を新設することに伴い、通学区域指定
の見直しのために、審議をお願いするもの。